

トライベック・ストラテジー株式会社

行動計画（第 4 回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、労働者全員が働きやすい環境を作る事によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標①：子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の情報提供を行い、取得促進を図る。

【対策】

- 平成 26 年 5 月～ 制度内容等について、社内一斉メールやイントラネット上の掲示板などにより社員に周知
- 平成 26 年 8 月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標②：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に 1 人以上の取得促進／女性社員・・・取得率 66%以上を確保

【対策】

- 平成 26 年 8 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成 26 年 12 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標③：年次有給休暇の取得を促進するため、部署毎の夏季休暇計画の策定、多忙な社員への有給休暇取得の奨励、朝礼における有給休暇取得の奨励を実施する。

【対策】

- 平成 26 年 6 月～ 夏季休暇計画の作成、有給休暇取得の奨励を実施
- 平成 26 年 9 月～ 取得状況の定期的なレビューと管理職への結果フィードバック・研修の実施(年 2 回)

目標④：子どもを育てる労働者が働きやすいように利用できる制度を整備する。

【対策】

- 平成 28 年 10 月～ 3 歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限について検討と実現
- 平成 28 年 10 月～ 3 歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の検討と実現
- 平成 28 年 10 月～ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の検討と実現

目標⑤：男性の育児参加推進に向けて、下記の取り組みを行う。

【対策】

- 平成 28 年 12 月～ さらに男性の育児参加推進に向けて、社員の意見・意向について検討
- 平成 28 年 12 月～ 育児におけるメリット(必要性)が見込まれる在宅勤務制度のトライアル導入

以上